

平成20年11月 4日
貝塚市総務部契約検査課

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

最近における鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、貝塚市発注の建設工事に関して、このたび、工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」を当分の間、下記のとおり運用することとしました。

記

1. 適用日 平成20年11月 4日
2. 対象工事 適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事
3. 対象資材 「鋼材類」及び「燃料油」
4. 貝塚市負担 対象資材の価格上昇に伴う増額分の内、
対象請負額の1%を超える額
5. 請求手続き 工期末の2ヶ月前までに請求すること
(周知期間を考慮した経過措置あり)

※ 単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に契約金額の変更を可能とするものです。

各工事案件の具体的な内容につきましては、各担当課にお問い合わせください。

問合せ先 貝塚市総務部契約検査課 工事担当 TEL 072-433-7321 072-433-7322
--